

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成27年中の国会状況

平成27年中には次の1国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第189回通常会	27. 1.26	27. 9.27	245日間

2 第187回国会（通常会）の総括

(1) 会 期

今国会は、1月26日（月）に召集され、同日開会式を行った。会期は95日間延長されて9月27日（日）までの245日間となり、通常国会としては第96回国会を1日上回り過去最長となった。

(2) 施政方針演説と主な議論

1月26日（月）に開会式が行われたが、冒頭は平成26年度補正予算案の審議が行われたため、（衆）（参）本会議における政府四演説（安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、甘利国務大臣の経済演説）は、2月12日（木）に行われた。

安倍総理の施政方針演説では、農政や労働、電力分野などの「岩盤規制」改革の断行とともに、地方創生や安全保障政策など「戦後以来の大改革」に取り組むとの考えを表明した。このうち農協改革では、JA全中の一般社団法人化など、「60年ぶりの農協改革」として、構造改革を進めると強調するとともに、TPP交渉について、早期妥結への意気込みが表明された。

政府四演説に対する代表質問は、（衆）で2月16日（月）、17日（火）の2日間、（参）で2月17日（火）、18日（水）の2日間行われた。

農水省関係では、農協改革に伴う規制改革・構造改革の道筋や、米の生産調整の見直しについての議論が行われた。

(3) 平成26年度補正予算審議

平成26年度補正予算案（総額3兆5,289億円）については、1月26日（月）に提出された。

農水省関係では、農地中間管理機構関連事業のほか、畜産クラスター事業等生産コスト低減対策、輸出拡大対策等を盛り込み、総額2,781億円となった。

平成26年度補正予算案は、1月30日（金）に（衆）本会議で可決、2月3日（火）に（参）本会議で可決され、成立した。

(4) 平成27年度予算審議

平成27年度総予算案（総額96兆3,420億円）については、2月12日（木）に提出された。

農水省関係では、担い手への農地集積・集約化、経営所得安定対策の実施、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進、輸出の促進、農山漁村の活性化、林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進、水産日本の復活に向けた対策など総額2兆3,090億円が盛り込まれた。

なお、西川農林水産大臣の政治献金にかかる疑惑等について追及が行われ、2月23日（月）に西川大臣が自ら辞表を提出し、同日、後任として林芳正前農林水産大臣が就任した。

平成27年度総予算案は、3月13日（金）に（衆）本会議で可決され、（参）に送付された。（参）では、4月9日（木）に（参）本会議で可決され、成立した。

(5) 法案審議

政府提出法案は、新規提出が75本あり、うち66本が成立した。（成立率88.0%）

なお、26年12月の（衆）総選挙により審議中の法案はすべて廃案となり、今国会へ継続された政府提出法案はなかった。

(6) 農林水産委員会

ア. 農水省提出法案

農水省からは4件の法案を提出し、農水委で審議され、4件とも成立した。

このうち、農協法案は本会議で趣説・質疑が行われた。（衆）においては、重要広範議案と位置付けられ、（衆）本会議及び（衆）農水委において対総理質疑が行われた。

競馬法案（（参）先議）は、3月13日（金）に国会に提出され、4月14日（火）に（参）農水委で提説、16日（木）に質疑・採決を行い可決し、17日（金）

の(参)本会議で可決された。(衆)では4月22日(水)に(衆)農水委で提説、23日(木)に質疑・採決を行い可決し、24日(金)の(衆)本会議で可決され成立となった。

農林水産省設置法案は、2月27日(金)に国会に提出され、5月13日(水)に(衆)農水委で提説、14日(木)に質疑・採決を行い可決し、15日(金)の(衆)本会議で可決された。(参)では、5月19日(火)に(参)農水委で提説、21日(木)に質疑・採決を行い可決し、22日(金)の(参)本会議で可決され成立となった。

農協法案は、4月3日(金)に国会に提出され、5月14日(木)に(衆)本会議で総理入りの趣説・質疑が行われた。併せて、(民)提出の農協法案((民)対案)の趣説・質疑も行われた。

5月19日(火)に(衆)農水委で提説が行われた後、対政府質疑、地方公聴会、参考人質疑、対総理質疑が行われた。

6月25日(木)の質疑終局後、(民)対案、(維)提出の農協法案に対する修正案及び原案の採決を行い、(民)対案を否決、修正案及び原案を可決し、30日(火)の(衆)本会議で(民)対案が否決され、修正された原案が可決された。

(参)では、7月3日(金)の(参)本会議で趣説・質疑が行われた。7月9日(木)に(参)農水委で提説が行われた後、対政府質疑、地方公聴会、参考人質疑、対総理質疑が行われた。8月27日(木)に質疑終局・採決を行い可決し、28日(金)の(参)本会議で可決され成立した。

独法改革推進法案は、3月6日(金)に国会に提出され、8月26日(水)に(衆)農水委で提説、9月2日(水)に質疑・採決を行い可決し、3日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では、9月8日(火)に(参)農水委で提説、10日(木)に質疑・採決を行い可決し、11日(金)の(参)本会議で可決され成立となった。

イ. 議員提出法案の動き

今国会では、山村振興法案が(衆)で、都市農業振興基本法案が(参)で、いずれも委員長提案で起草され、2件とも成立した

今国会に提出された農協法案((民)対案)が、閣法の農協法案とともに、(衆)農水委において審議され、採決の結果、否決された。

また、同じく今国会提出(衆)農業者戸別所得補償法案、(衆)ふるさと維持支払関連3法案及び国有林野事業職員関係2法案の計6法案は、いずれも

(衆)農水委で審議されることなく継続処理が行われた。

第2節 災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

平成27年度は、風水害による被害が顕著であった。台風第8号及び梅雨期における大雨等、8月豪雨等により多くの人的被害や住家被害等が生じた。これらの災害により、農作物等、農地・農業用施設、林地荒廃、林道施設、漁港施設等に被害が生じ、平成27年度の農林水産関係被害は、農林水産物で約283億円、農林水産関係施設で約830億円の合計総額約1,113億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 東日本大震災

(1) 災害の状況

平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。

この災害では、死者・行方不明者が12都道府県で22,010人(平成28年3月14日時点)にのぼるといって深刻な被害がでている。

住家についても、全壊は9都県で発生し、その数約12万棟、半壊は12都道府県で発生し、その数約28万棟(平成28年3月14日時点)となる大きな被害が生じた。

水産業関係では、全国の漁業生産量の5割を占める7道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)を中心に大きな被害が生じ、漁船約29千隻、漁港施設319漁港等に、総額で約12,637億円の被害が発生した。また、農林業関係では、津波により、6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が生じ、農地約18千箇所、農業用施設等約18千箇所、農作物、林道施設等に、総額で約11,204億円の被害が発生した。農林水産関係の被害総額は、約23,841億円となっている。(平成24年7月5日現在)

(2) 農林水産省の主な対応（平成28年3月）

ア 復旧・復興について

(ア) 農地の復旧・復興

- a 被災した農地（21,480ha）については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。平成28年3月末時点で、15,920ha（74%）で営農再開が可能となった。平成28年度末までに16,770ha（78%）で営農再開が可能となる予定。
- b 併せて、農地復旧と大区画化の一体的な実施を予定している地区や被害が甚大な地区等の農地について、復旧を推進。

(イ) 漁港等の復旧・復興

- a 平成28年3月末時点で、被災した319漁港のうち、248港（78%）で陸揚げ岸壁の機能が全て回復。平成30年度末までに防波堤等を含め全ての漁港施設の復旧完了を目指す。また、平成28年3月末時点で、被災した813の水産加工施設のうち、710施設（87%）で業務を再開。
- b 操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んできているが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要である。

(ウ) 先端技術の大規模実証

- a 官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。
- b これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあるが、今後はこれら一連の技術の体系化と経営体単位での導入効果の検証を行い、被災地への普及を図る必要がある。

(エ) 海岸防災林の再生

- a 震災がれきを再生・利用して、海岸防災林を再生する取組を推進。被災した海岸防災林約140kmのうち、平成28年3月末時点で、約118kmで工事に着手している。林帯地盤の造成を完了した箇所から順次、植栽を行い、平成32年度末までに全体復旧を完了する予定。

イ 原子力発電所事故への対応

(ア) 安全な食料の供給

- a 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保。

- b 福島県では、米について県全域で全袋検査を実施。

(イ) 放射性物質の濃度水準の状況

農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下。平成27年度の検査結果を見ると、基準超過点数は1,074万点の検査点数中1点（26年度は1,123万点中6点）。

(ウ) 農林水産業の再開に向けた取組

- a 農用地等の除染、生活インフラの復旧と合せて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施。
- b 農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。
- c 森林・林業の再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施等を推進する。
- d 操業を全面自粛している福島県では、放射性物質の値が低い海域・魚種について平成24年6月下旬から試験的な操業・販売を開始。平成28年3月末時点で10漁業種、73魚種を対象としている。

(エ) 「食べて応援しよう！」の推進

- a 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進。
- b 被災地産食品販売フェア等で1,225件、社内食堂等での食材利用では218件の取組があるなど、平成28年3月末までに1,547件の取組。

(オ) 円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ

- a 農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を開催（過去12回開催）するなど、東京電力に対して、賠償金の早期支払いに向けた働きかけを実施。
- b 平成28年3月末までに合計約7,684億円の請求に対し、約7,313億円を支払い（約94%）。

2 台風等風水害

(1) 平成27年台風第11号

ア 災害の状況

平成27年7月4日3時00分にマーシャル諸島近海で発生した台風第11号は、16日23時頃、高知県室戸市付近に上陸した後、引き続き北上を続け、17日06時頃、岡山県倉敷市付近に再び上陸した。その後、台風は進路を北東に変え、同日21時に日本海で熱帯低気圧に変わった。この台風や台風に向かって流れ

込む湿った空気の影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。また、西日本で猛烈な風が吹いた他、海上は、西日本と東日本の太平洋側を中心に大しけとなった。

台風第11号の上陸に伴い、延べ7県、17,537世帯384人に対して避難指示が、延べ16府県、43,384人に対して避難指示が、延べ16府県、476,197世帯1,087,284人に対して避難勧告が発令された。

台風第11号の影響により、死者2名、負傷者59名の人的被害、全壊2棟、半壊5棟、床上浸水79棟、床下浸水319棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計69件発生したほか、四国電力管内の延べ約86,882戸をはじめ、延べ約175,682戸で停電が発生した。

農林水産関係では、兵庫県、和歌山県、徳島県等で、農作物等4,502ha、農業用ハウス等1,183件、農地1,796箇所、農業用施設1,358箇所、林地荒廃88箇所、林道施設等803箇所、養殖施設95件、水産物48,872尾他等に、総額で約137億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 「中国四国農政局災害対策本部会議」を開催（5回）
- (イ) 東海農政局担当官3名を三重県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (ウ) 中国四国農政局担当官2名を愛媛県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (エ) 近畿農政局担当官2名を兵庫県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (オ) 関東森林管理局担当官を群馬県利根郡みなかみ町に派遣し、現地調査を実施
- (カ) 中国四国農政局担当官3名を岡山県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (キ) 生産局担当官2名と中国四国農政局担当官2名を香川県内の被災地に派遣し、被害状況の把握及び被災農家の要望調査を実施
- (ク) 近畿農政局担当官1名を兵庫県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (ケ) 農村振興局及び中国四国農政局担当官5名を岡山県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (コ) 農村振興局及び近畿農政局担当官4名を兵庫県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施

- (サ) 徳島県からの要請により林野庁担当官を派遣し、民有林林道の復旧計画策定や災害申請の技術支援等を実施
- (シ) 奈良県及び高知県からの要請により林野庁担当官を派遣し、民有林林道の復旧計画策定や災害申請の技術支援等を実施
- (ス) 水産庁から平成27年台風第11号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出
- (セ) 経営局から台風11号による漁業共済加入者に対する迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金の早期支払について通知を发出
- (ソ) 経営局から梅雨前線並びに台風第9号、第11号、第12号及び第13号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出

(2) 平成27年台風第15号

ア 災害の状況

台風第15号は、平成27年8月23日夜から24日明け方にかけて、非常に強い勢力で先島諸島に接近・通過した後、沖縄本島や奄美大島の西海上を北東に進み、25日未明には薩摩半島の西の海上に達した。その後、25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日昼前に、日本海に達した。

沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測する等、南西諸島や九州を中心に猛烈な風が吹き、海上は猛烈なしけとなった。また、西日本から東日本にかけての広い範囲で、風が強く、うねりを伴い波が高くなった。

台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となり、九州や山口県、三重県で局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。

台風第15号の上陸に伴い、延べ3県、105,516世帯245,459人に対して避難指示が、延べ7県、242,548世帯527,920人に対して避難勧告が発令された。

この台風第11号の影響により、死者1名、負傷者134名の人的被害、全壊10棟、半壊90棟、一部破損2,075棟、床上浸水28棟、床下浸水192棟の住家被害が発生した。また、ライフライン関係では、九州電力管内の延べ約1,136,600戸をはじめ、延べ約1,508,700戸で停電が発生したほか、九州地方を中心に最大13,955戸で断水被害に見舞われた。

農林水産関係では、新潟県、熊本県、鹿児島県等

で、農作物等59,109ha、農業用ハウス等6,350件、農地944箇所、農業用施設705箇所、林地荒廃105箇所、森林被害882ha、漁港施設9漁港等に、総額で約260億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 経営局から台風15号による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について通知を发出
 - (イ) 水産庁から台風15号による漁業被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について通知を发出
 - (ウ) 経営局から台風第15号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出
 - (エ) 九州森林管理局が熊本県及び鹿児島県と連携してヘリコプターによる森林被害実態調査を実施
 - (オ) 水産庁から台風15号及び台風18号による漁船被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び保険金の早期支払について通知を发出
 - (カ) 「台風第18号及び台風第15号の被害への支援対策について」を公表
- (3) 平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号等による大雨）

ア 災害の状況

平成27年9月7日21時に沖ノ鳥島の東の海上で発生した台風第18号は、日本の南海上を北上し、9日09時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。

台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9月9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

9月7日から9月11日までに観測された総降水量は、栃木県日光市今市で647.5ミリ、宮城県丸森町筆甫で536.0ミリを観測するなど、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超え、9月の月降水量平年値の2倍を超える大雨となったところがあった。

特に、9月10日から11日にかけて、栃木県日光市今市や茨城県古河市古河、宮城県仙台市泉区泉ヶ岳など関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、栃木県や茨城県、宮城県では記録的な大雨となった。

平成27年9月関東・東北豪雨により、3県で延べ約50,516世帯115,681人に対して避難指示が、延べ576,950世帯1,315,600人に対して避難勧告が発令された。

また、各地に設置された避難所への避難者数（ピーク時）は、以下のとおりであった。

茨城県：35市町村	299箇所	10,390人
※うち常総市	26箇所	4,501人
宮城県：20市町	288箇所	3,846人
栃木県：12市町	76箇所	2,677人

この平成27年9月関東・東北豪雨により、9月10日に茨城県常総市の鬼怒川の堤防が決壊するなど、3県を中心に計86河川において決壊や氾濫による被害が発生した。

また、死者8名、負傷者79名の人的被害のほか、全壊80棟、半壊7,022棟、一部破損343棟、床上浸水1,925棟、床下浸水10,353棟の住家被害が発生した。

この他、ライフライン関係では、東京電力管内及び東北電力管内において約13,523戸（ピーク時）で停電が発生したほか、茨城県を中心に最大約26,675戸で断水被害に見舞われた。

農林水産関係では、福島県、茨城県、栃木県等で、農作物等19,901ha、農業用機械1,613台、農地2,962箇所、農業用施設3,815箇所、林地荒廃238箇所、林道施設等1,894箇所、漁港施設6漁港等に、総額で約505億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 「農林水産省緊急自然災害対策本部会議」を開催（2回）
- (イ) 「東北農政局災害対策本部会議」を開催（3回）
- (ウ) 「関東農政局災害対策本部会議」を開催（8回）
- (エ) 「関東森林管理局災害対策本部会議」を開催（5回）
- (オ) 東海農政局担当官を三重県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (カ) 経営局から台風18号による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について通知を发出
- (キ) 経営局から台風第18号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出
- (ク) 関東農政局から災害救助法が適用された茨城県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置について通知を发出
- (ケ) 関東農政局担当官を栃木県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施

- (コ) 内閣府副大臣を団長とする政府調査団の現地調査（栃木県、茨城県）に、農村振興局及び経営局担当官を派遣
- (カ) 関東農政局担当官を茨城県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (キ) 東北農政局担当官を宮城県に派遣し、農地・農業用施設の被害状況調査等を実施
- (ク) 関東森林管理局担当官及び日光森林管理署担当官を栃木県及び日光市に派遣し、現地調査を実施
- (ケ) 関東農政局から災害救助法が適用された栃木県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置について通知を发出
- (コ) 財務省、中小企業庁及び農林水産省の連名で平成27年台風第18号等による大雨に係る災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応業務を対象とする内容を、指定金融機関に対し通知を发出
- (カ) 東北農政局から災害救助法が適用された宮城県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置について通知を发出
- (キ) 東北農政局土地改良技術事務所から災害応急時の排水ポンプを宮城県大崎市に貸し出し（1箇所）
- (4) 平成28年1月17日からの急速に発達する低気圧に伴う大雪等

ア 災害の状況

1月17日夜から18日にかけて、低気圧が発達しながら日本の南を東北東に進み、18日夜には日本の東海上に達した。この低気圧の影響で、栃木県土呂部45センチ、群馬県草津45センチ、山梨県河口湖40センチなど、関東甲信地方を中心に大雪となった所があった。また、東京都千代田区で6センチ、神奈川県横浜で5センチの降雪となった。

19日は、発達した低気圧が北海道の東に進み強い冬型の気圧配置となった影響で、20日夜にかけて、北日本と、西日本から東日本の日本海側を中心に非常に強い風が吹き、大雪となった。また、西日本から東海地方の太平洋側の平地でも、日本海側の雪雲が流れ込んで、積雪となった。

農林水産関係では、長崎県、熊本県、鹿児島県等で、農作物等6,399ha、農業用ハウス等6,425件、森林被害639ha、特用林産物施設22箇所、漁港施設40漁港等に、総額で約212億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 中部森林管理局と長野県等が連携協力し、ヘリコプターによる上空からの被害の概況調査等を実施

- (イ) 佐賀県及び長崎県へ生産局担当官を派遣し、農作物被害等に関する現地調査を実施
- (ウ) 鹿児島県及び熊本県へ生産局担当官を派遣し、農作物被害等に関する現地調査を実施
- (エ) 「平成28年1月の大雪等に伴う農業被害への支援対策について」を公表
- (オ) 融雪出水期における山地災害の未然防止と早期対応等について、林野庁から通知を发出
- (カ) 融雪出水期における防災態勢の強化について農村振興局から通知を发出
- (キ) 暖冬及び今後の気象動向に対応した農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について生産局及び政策統括官、経営局から通知を发出

3 農林水産業防災対策関係予算

平成27年度の農林水産業防災対策関係予算は、表1のとおりである。

表1 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)

事 項	平成27年度予算額
1 災害予防	482
(1) 災害一般共通事項	482
漁港漁村の防災対策施設の整備	108,680の内数
農山村の防災機能強化の促進	2,726の内数
この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基金強化交付金（内閣府計上）の内数	
緊急時の農業水利施設の活用	106,650の内数
山地防災情報の周知	2,700の内数
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	421
農地・農業用施設の減災対策の推進	61
(2) 地震災害対策	
治山事業の推進	61,570の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	108,680の内数
海岸保全施設の整備	4,012の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
農業水利施設の耐震化等	166,333の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
(3) 津波災害対策	
海岸防災林の整備	61,570の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
漁港・漁村の防災力の向上	108,680の内数

海岸保全施設の整備	4,012の内数	(5) 災害関連事業	4,449
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		直轄地すべり対策災害関連緊急事業	22
(4) 風水害対策		災害関連緊急地すべり対策事業	54
治山事業の推進	61,570の内数	農業用施設等災害関連事業	72
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急	
海岸保全施設の整備	4,012の内数	治山等事業	4,264
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		治山施設災害関連事業	10
総合的な農地防災対策	28,015の内数	林地崩壊対策事業	22
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		森林災害復旧事業	1
災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進		国有林森林災害復旧造林事業	1
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	89,585の内数	港関係災害関連事業	3
(5) 火山災害対策		(6) 地盤沈下対策事業	
火山地域における治山事業の推進	61,570の内数	地下水調査（保全調査）	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		基礎技術調査費211の内数	
(6) 雪害対策		地盤沈下対策事業	28,015の内数
積雪地帯における治山事業の推進	61,570の内数	この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		(7) その他の事業	505
(7) 火災対策		保安林整備管理事業	491
林野火災の予防対策	7,783の内数	特殊地下壕等対策事業	14
この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基		3 災害復旧等	117,663
盤強化交付金の内数		(1) 災害復旧事業	11,034
2 国土保全	94,106	公共土木施設災害復旧事業	2,006
(1) 治山事業	61,570	治山施設等（直轄事業）	893
国有林治山事業	21,121	治山施設等（補助事業）	1,113
民有林治山事業	40,449	この他に801の内数	
直轄事業（直轄治山事業）	12,994	農林水産業施設災害復旧事業	9,028
直轄事業（治山計画等に関する調査）	184	農林水産業施設（直轄事業）	139
補助事業（治山事業）	27,271	農林水産業施設（補助事業）	7,791
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		この他に3,233の内数	
(2) 地すべり対策事業	5,190	国有林野事業（治山事業を除く）	1,098
農林水産省所管事業	5,190	(2) 財政金融措置	106,629
直轄事業（直轄地すべり対策事業）	1,850	災害融資	8
直轄事業（直轄地すべり防止事業）		農林漁業関係融資	8
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	12,994の内数	災害保険	106,621
基礎技術調査費211の内数		農業共済事業	88,134
補助事業（地すべり対策事業）	28,015の内数	漁業共済事業	9,275
補助事業（地すべり防止事業）	3,340	漁船損害保険事業	9,212
(3) 海岸事業		(3) 災害復興対策等	
農林水産省所管事業	4,012の内数	雲仙普賢岳噴火災害に関する復興対策（治事業）	61,570の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
(4) 農地防災事業	22,392	三宅島噴火災害に関する復興対策（治山事業）	61,570の内数
直轄事業（国営総合農地防災事業等）	22,392	この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
補助事業（農地防災事業）	28,115の内数	平成20年（2008年）岩手・宮城県内陸地震による	
この他に農山漁村地域整備交付金の内数		災害に関する復興対策（治山事業）	

	61,570の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
その他の災害に関する復興対策	61,570の内数
この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
b 合計	212,251

(注) 合計額は、内数分を除いた額の集計である。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1) 農産等6部門

第54回農林水産祭参加表彰行事（平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は293行事であり、交付した農林水産大臣賞は492点であった。

農林水産大臣賞受賞492点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：鈴木和夫氏）において行われた。

(2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

(3) 女性の活躍

農林水産大臣賞を受賞した出品財のうち女性の活躍が著しい2点について、農林水産祭中央審査委員会の選考により内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2 農林水産祭式典等

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の平成27年11月23日（月）11時40分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約850人が出席して開催され、まず、森山裕農林水産大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長鈴木和夫氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。

その後、林良博（公財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、森山裕農林水産大臣から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇皇后両陛下拝謁及び業績説明

平成28年1月20日（水）15時30分に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3) 実りのフェスティバル

第54回実りのフェスティバルは、平成27年11月13日（金）から11月14日（土）の2日間、サンシャインシティワールドインポートマートビル（東京都豊島区）において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下に御視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示においては、動植物の輸出入に係る検疫制度について紹介する『植物防疫所』『動物検疫所』を御覧いただいた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、各都道府県独自の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の農林水産業への理解を深めた。

また、37都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び14の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「ポニーの体験乗馬」「ジャンボうさぎの展示」等の多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、8道県・1団体から提供された農林水産物を、東京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約51,000人であった。

I 平成27年度(第54回)農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

1. 天皇杯

部 門	出品財	受 賞 者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
農 産	経 営 (水稲)	ひがしひろしまし 広島県東広島市	農事組合法人 ファーム・おだ (代表 よしひろ まさあき 吉弘 昌昭)	平成26年度全国 優良経営体表彰
園 芸	経 営 (りんどう)	はちまんたいし 岩手県八幡平市	新岩手農業協同組合 はちまんたい か き 八幡平花卉生産部会 (代表 たかむら としひこ 高村 敏彦)	第24回花の国づ くり共励会花き技 術・経営コンクー ル
畜 産	経 営 (養豚)	なすぐん 栃木県那須郡 なかがわまち 那珂川町	有限会社 ほししゅとんじょう 星種豚場 (代表 ほし まさみ 星 正美)	平成26年度全国 優良畜産経営管 理技術発表会
蚕 糸 ・ 地域特産	経 営 (茶)	おまえざきし 静岡県御前崎市	株式会社 やまますだえん やまますだえん (代表 ますだ つよみ 増田 剛巳)	第64回全国農業 コンクール
林 産	産 物 (木材)	かみすし 茨城県神栖市	中国木材株式会社 かしま 鹿島工場 (代表 ほりかわ やすゆき 堀川 保幸)	第42回 JAS 製材 品普及推進展示 会
水 産	産 物 (水産 加工品)	つしまし 長崎県対馬市	有限会社 つしま 対馬かまぼこ店 (代表 しまい たかひろ 島居 孝廣)	第52回長崎県水 産加工振興祭
むらづくり	むらづくり活動	いるまぐん 埼玉県入間郡 みよしまち 三芳町	みよしまちかわごえ 三芳町川越いも振興会 (代表 いたう くらえ 伊東 藏衛)	第37回豊かなむ らづくり全国表彰 事業

2. 内閣総理大臣賞

部 門	出品財	受 賞 者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
農 産	経 営 (水稻、小麦 他)	岩手県岩手郡 雫石町	有限会社 ファーム菅久 (代表 菅原 久耕)	第44回日本農業 賞
園 芸	経 営 (ミニトマト)	愛知県碧南市	新美 康弘 * 新美 みどり *	第44回日本農業 賞
畜 産	経 営 (酪農)	北海道天塩郡 天塩町	山下 雅博	全国酪農青年女 性酪農発表大会
蚕 糸 ・ 地域特産	産 物 (茶)	滋賀県甲賀市	農事組合法人 グリーンティ土山 (代表 藤村 春樹)	第67回関西茶品 評会
林 産	産 物 (乾しいたけ)	三重県多気郡 多気町	山寄 保 * 山寄 佳代 *	第48回全農乾椎 茸品評会
水 産	生 活 (地域活性化)	鹿児島県 薩摩川内市	長浜漁業集落 (代表 下野 尚登)	第20回全国青年・ 女性漁業者交流 大会
むらづくり	むらづくり活動	山口県萩市	須佐地区一本釣船団 (代表 一木 清久)	第37回豊かなむ らづくり全国表彰 事業

(注1)氏名等の欄に*を付したのは、夫婦連名で表彰するもの。

(注2)出品財名は表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した時のもの。

3. 日本農林漁業振興会会長賞

部門	出品財	受賞者		表彰行事
		住所	氏名等	
農産	経営 (大豆)	新潟県長岡市 ながおかし	阿部 真一 あべ しんいち	第43回全国豆類 経営改善共励会
園芸	経営 (ぶどう他)	長崎県大村市 おおむらし	有限会社 シュシュ (代表 山口 成美) やまぐち なるみ	第64回全国農業 コンクール
畜産	生活 (生活改善)	鹿児島県志布志市 しぶしし	かあちゃんべぶんこ会 (代表 立迫 真由美) たちぎこ まゆみ	平成26年度農山 漁村女性・シニア 活動表彰
蚕糸 ・ 地域特産	経営 (生糸・ 絹織物)	東京都中央区 ちゅうおうく	“絹を未来に” プラチナボーイ研究会 (代表 木下 幸太郎) きのした こうたろう	第3回蚕糸絹業提 携確立技術・経営 コンクール
林産	経営 (林業経営)	奈良県吉野郡 しもいちちよう 下市町 よしのぐん	永田 晶二 えいだ あきぞう	全国林業経営推 奨行事
水産	経営 (資源管理 ・資源増殖)	北海道広尾郡 ひろおぐん 広尾町 ひろおちよう	ひろお 広尾漁業協同組合 エンバイツブ籠 漁業部会 (代表 関下 啓史郎) せきした けいしろう	第20回全国青年・ 女性漁業者交流 大会
むらづくり	むらづくり活動	奈良県天理市 てんりし	農事組合法人 みなみひがい 南檜垣営農組合 (代表 松井 義憲) まつい よしのり	第37回豊かなむ らづくり全国表彰 事業

(注)出品財名は表彰行事において農林水産大臣賞を受賞した時のもの。

4. 女性の活躍

(1)内閣総理大臣賞

部 門	出品財	受 賞 者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
畜 産	経 営 (肉用鶏他)	佐賀県伊万里市 <small>い ま り し</small>	株式会社 百姓屋 <small>ひやくしやうや</small> (代表 市丸 道雄) <small>いちまる みちお</small>	平成26年度佐賀 農業賞

(2)日本農林漁業振興会会長賞

部 門	出品財	受 賞 者		表彰行事
		住 所	氏 名 等	
園 芸	経 営 (ミニトマト)	愛知県碧南市 <small>へきなんし</small>	新美 康弘 * <small>にいみ やすひろ</small> 新美 みどり * <small>にいみ</small>	第44回日本農業 賞

(注1)氏名等の欄に*を付したのは、夫婦連名で表彰するもの。

(注2)当該受賞者は、園芸部門において内閣総理大臣賞を受賞。

Ⅱ 平成27年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞者団体

No.	ブロック	農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
1	東北ブロック	鳴瀬振興組合	岩手県奥州市	
2		NPO法人鳴子の米プロジェクト	宮城県大崎市	
3		NPO法人樽見内地域資源保全委員会	秋田県横手市	
4	関東ブロック	大柵地区グリーンツーリズム推進協議会	栃木県栃木市	
5		三芳町川越いも振興会	埼玉県入間郡三芳町	天皇杯
6		高山村ワインぶどう研究会	長野県上高井郡高山村	
7	北陸ブロック	丸瀨集落	新潟県東蒲原郡阿賀町	
8	東海ブロック	竹原農地・水・環境保全会	岐阜県下呂市	
9	近畿ブロック	春來集落	兵庫県美方郡新温泉町	
10		農事組合法人南檜垣宮農組合	奈良県天理市	日本農林漁業振興会会長賞
11	中国四国ブロック	青河自治振興会	広島県三次市	
12		須佐地区一本釣船団	山口県萩市	内閣総理大臣賞
13		NPO法人豊かな食の島岩城農村塾	愛媛県越智郡上島町	
14	九州ブロック	伍位軒集落	福岡県みやま市	
15		天明環境保全隊	熊本県熊本市	
16		内成の棚田とむらづくりを考える会	大分県別府市	
17	北海道・沖縄ブロック	勝連南風原集落	沖縄県うるま市	

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成27年4月29日（84名）

旭日重光章（1名）

旭日中綬章（4名）

旭日小綬章（10名）

旭日双光章（26名）

旭日单光章（14名）

瑞宝小綬章（22名）

瑞宝单光章（7名）

イ 平成27年11月3日（72名）

旭日中綬章（3名）

旭日小綬章（7名）

旭日双光章（23名）

旭日单光章（17名）

瑞宝中綬章（4名）

瑞宝小綬章（11名）

瑞宝双光章（1名）

瑞宝单光章（6名）

2 春秋褒章

ア 平成27年4月29日（36名）

緑綬褒章（1団体）

黄綬褒章（26名）

藍綬褒章（9名）

イ 平成27年11月3日（30名）

黄綬褒章（19名）

藍綬褒章（11名）

第5節 食料安定供給特別会計

1 食料安定供給特別会計の概要

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）及び「飼料需給安定法」（昭和27年法律第356号）に基づく米・麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農

業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害、特殊、漁船船主責任及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業、「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第2条第1項第9号の規定により設置されたものであり、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分されている。

また、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）に基づく国営土地改良事業及び土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち平成19年度末までに工事が完了しなかった地区における事業（以下「未完了借入事業」という。）について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、平成20年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

2 平成27年度予算の概要

(1) 各勘定の概要

ア 農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

イ 食糧管理勘定

食糧管理勘定においては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内米の買入れ・売渡し、輸入米の買入れ・売渡し、麦の需給見通し及び「飼料需給安定法」に規定する飼料需給計画に基づく輸入食糧麦・輸入飼料の買入れ・売渡し等に必要経費を計上している。

国内米については買入数量25万t、売却数量26万t、輸入米については買入数量77万t、売却数量76万t、輸入食糧麦については買入数量511万t、売却数量511万tを見込んでいます。これらの買入及び売渡債

格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。輸入飼料については小麦68万t、大麦69万tの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

ウ 農業共済再保険勘定

農業共済再保険勘定においては、「農業災害補償法」の規定に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する再保険事業等に必要経費を計上している。

エ 漁船再保険勘定

漁船再保険勘定においては、「漁船損害等補償法」による普通保険、特殊保険及び「漁船乗組員給与保険法」による乗組員給与保険に関する再保険事業に必要な経費を計上している。

オ 漁業共済保険勘定

漁業共済保険勘定においては、「漁業災害補償法」に基づき、中小漁業者の営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故による損失を補填するための漁業共済保険事業に必要な経費を計上している。

カ 業務勘定

業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経費を計上している。

キ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業等に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

(2) 各種助成等事業

ア 農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金

(予算額：207,190,347千円)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。

イ 農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金

(予算額：80,078,739千円)

担い手の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填するため、認定農業者等に対し交

付金を交付する。

ウ 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金

(予算額：5,032,825千円)

あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に要する経費を補助する。

(3) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の損益及び一般会計からの繰入れ

平成27年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、米麦の買入数量の減に伴う食糧買入費の減少等により、2,007億円の損失（前年度予算比66億円の減少）になると見込まれた（勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定1,992億円、業務勘定15億円）。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見込額1,138億円に当年度の一般会計からの調整資金受入額964億円を加えた2,102億円から充てることとした。

この結果、27年度末の調整資金残高は、95億円と見込んだ。

3 平成27年度決算の概要

(1) 農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に必要な経費として2,500億円を支出した。

(2) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の決算損益の整理

食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、国内米の売買（25玄米万t買入、29玄米万t売却）、輸入米の売買（66実（75玄米）万t買入、80実（90玄米）万t売却）、輸入食糧麦の売買（516万t（大・はだか麦23万t、小麦493万t）の買入、516万t（大・はだか麦23万t、小麦493万t）の売却）及び輸入飼料の売買（111万t（大麦77万t、小麦34万t）の買入、111万t（大麦77万t、小麦34万t）の売却）に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、業務勘定の損失額を食糧管理勘定に移して整理した結果、972億円の損失となった（勘定別の損失の内訳は、食糧管理勘定970億円、業務勘定2億円）。

この損失については、前年度からの調整資金繰越額1,846億円と当年度の一般会計からの調整資金受入額964億円を加えた2,810億円を減額して整理した。

この結果、27年度末の調整資金残高は1,838億円となった。

調整資金 (単位：億円)			
前年度	本年度	本年度	残高
繰越	受入	損失	
1,846	964	△972	1,838

(3) 農業共済再保険事業等

農業共済再保険勘定においては、再保険金等の支払に必要な経費として257億円、農業共済組合連合会等交付金に必要な経費として148億円、家畜共済損害防止事業に必要な経費として5億円支出した。

(4) 漁船再保険事業

漁船再保険勘定においては、漁船保険中央会交付金に必要な経費として45億円、再保険金等の支払に必要な経費として2億円を支出した。

(5) 漁業共済保険事業

漁業共済保険勘定においては、漁業共済組合連合会交付金に必要な経費として49億円、保険金等の支払に必要な経費として7億円を支出した。

(6) 国営土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に必要な経費として215億円、土地改良事業工事諸費に必要な経費として29億円、受託工事等に必要な経費として2億円支出した。

<歳 出>		決算額
項 目		
農業経営安定事業費		2,500
食糧買入費		3,484
食糧管理費		300
農業共済再保険費及交付金		410
漁船再保険費及交付金		47
漁業共済保険費及交付金		56
事務取扱費		104
土地改良事業費		116
東日本大震災復興土地改良事業費		44
北海道土地改良事業費		52
離島土地改良事業費		3
土地改良事業工事諸費		29
受託工事費及換地清算金		2
一般会計へ繰入		111
東日本大震災復興特別会計へ繰入		3
国債整理基金特別会計へ繰入		1,612
予備費		-
純計額		8,873
他勘定へ繰入		878
(歳出合計)		9,751

(注) 単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

表2 平成27年度食料安定供給特別会計歳入歳出総括表 (単位：億円)

<歳 入>		決算額
項 目		
独立行政法人納付金		277
食糧売払代		3,861
輸入食糧納付金		4
農業共済再保険収入		660
漁船再保険収入		95
漁業共済保険収入		98
土地改良事業費負担金等収入		174
積立金より受入		-
借入金		30
受託工事費等受入		2
一般会計より受入		1,783
東日本大震災復興特別会計より受入		33
食糧証券収入		1,150
雑収入		152
前年度剰余金受入		1,751
純計額		10,072
他勘定より受入		878
(歳入合計)		10,950

第6節 食料の安定供給の確保

1 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成27年度は前年度と同率の39%となった。

一方、生産額ベースにおいても昭和40年度の86%から長期的に低下傾向であるが、平成27年度は前年度から2ポイント増加し66%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり総供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近

年は減少傾向にある。平成27年度は、2,417kcal（対前年度8kcal減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による総供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F：11.4%、C：76.4%であった。その後、急速に脂質の割合が増加したが、健康志向の高まり等により平成19年度頃から減少傾向にある。平成27年度は、P：12.9%（対前年度0.1ポイント増）、F：29.5%（同0.3ポイント増）、C：57.6%（同0.4ポイント減）となった。

なお、平成27年度の品目別の消費量（国民1人・1日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、豆類、肉類、牛乳・乳製品等が増加し、米、野菜、魚介類等が減少した。

(3) 食料自給率向上のための取組

食料自給率の向上を図るためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が大切であり、国民が食料自給率の向上の重要性を認識し、考え、行動を起こすことが不可欠である。

そのため、我が国の食料自給率、食料自給力、食料安全保障について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、学校や図書館等をはじめとして広く配布し、我が国の食料需給の状況や農林水産業の現状について、国民に対し周知を行った。

表3 食料自給率等 (平成27年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率 (%)	39	$\frac{\text{国産熱量 } 954\text{kcal}}{\text{総供給熱量 } 2,417\text{kcal}}$
生産額ベースの総合食料自給率 (%)	66	$\frac{\text{食料の国内生産額 } 10.5\text{兆円}}{\text{食料の国内消費仕向額 } 16.0\text{兆円}}$
飼料自給率 (%)	28	

PFC供給熱量比率 (%)	
P (たんぱく質)	12.9
F (脂質)	29.5
C (糖質)	57.6

	品目別自給率 (%)	国民1人・1年当たり供給純食料 (kg)
米	98	54.6
小麦	15	33.0
大豆	7	6.2
野菜	80	90.8
果実	40	35.5
肉類	54 (9)	30.7
鶏卵	96 (13)	16.7

牛乳・乳製品	62 (27)	91.1
魚介類	54	25.8

※ () 内は飼料自給率を考慮した値。

(4) 食料自給力指標の動向

平成27年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標が初めて示された。食料自給力指標は近年低下傾向にあり、平成27年度の数値はパターンA（米、小麦、大豆を中心に作付け（栄養バランスを考慮））で1,463kcal/人・日、パターンB（米、小麦、大豆を中心に作付け）で1,827kcal/人・日、パターンC（いも類を中心に作付け（栄養バランスを考慮））で2,381kcal/人・日、パターンD（いも類を中心に作付け）で2,687kcal/人・日となった。パターンC及びDでは、1人・1日当たり推定エネルギー必要量2,146kcalを上回るが、パターンA及びBでは、それを下回る結果となった。

表4 食料自給力指標 (平成27年度)

	食料自給力指標 (kcal/人・日)	
	農産物について、再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合	農産物について、現在の農地で作付けする場合
パターンA (米・小麦・大豆中心) (栄養バランス考慮)	1,463	1,416
パターンB (米・小麦・大豆中心)	1,827	1,780
パターンC (いも類中心) (栄養バランス考慮)	2,381	2,293
パターンD (いも類中心)	2,687	2,599

2 総合的な食料安全保障

食料の安定供給に関する様々なリスクが存在する中で、食料の安定供給を確保するため、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度、発生頻度、対応の必要性等について分析、評価を行った。

不測の事態が発生した場合に備え、「緊急事態食料安全保障指針」（平成24年9月策定）に基づく対応手

順について、想定される不測の事態ごとのシミュレーション等を実施して、その実効性の検証を行った。

3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート（Monthly Report）」及び食料供給に影響を与える構造的な要因等を分析した「国際的な食料需給の動向と我が国への食料供給への影響」を毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しに関する定量的な予測・分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2014（年報）」を平成27年6月に公表した。上記の取組に加え、平成26年10月に公式フェイスブック「海外食料需給インフォメーション」を開設し、世界各国の穀物等の生育状況や作柄、食料事情等を写真や動画で紹介している。

第7節 スマート農業の実現に向けた取組

ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産等を可能にする新たな農業（スマート農業）を実現するため、ロボット技術やICTを導入し生産性向上等のメリットを実証する取組や、ロボットを導入した技術体系の確立、低コスト化、安全性の確保など実用化・量産化に向けた取組を行った。

ロボット企業やICT企業等の協力を得て、平成28年1月に「スマート農業の実現に向けた研究会」を開催し、ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組むべき課題について整理を行った。

無人で自動走行する農業機械（ロボット農機）の実用化を見据え、ロボット農機の安全性を確保することを目的として、リスクアセスメントの実施など安全性確保の基本的な考え方、関係者の役割等を示す「ロボット農機に関する安全性確保ガイドライン」の検討を行い、ガイドラインの最終案を平成28年3月に公表した。

第8節 環境政策の推進

1 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、

地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。

このような中、平成27年11月から12月にかけて、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択された。「パリ協定」においては、

- ① 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及
- ② 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- ③ 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- ④ 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施が含まれている。

また、同会議のサイドイベントとして我が国は「森林と気候変動に関する首脳宣言」の発表、「4/1000イニシアチブ」の立上げと共同声明への署名を行った。

このようなCOP21に先駆け我が国は、平成27年7月に2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26.0%減（2005年度比25.4%減）とする約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、農林水産分野では、

- ① 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
- ② 漁船の省エネルギー対策
- ③ 農地土壌に係る温室効果ガス削減対策
- ④ 森林吸収源対策
- ⑤ 農地土壌吸収源対策に取り組んでいる。

また、農林水産業は気候変動の影響が大きいことから、現状及び将来の気候変動による農林水産業への影響評価や国と地方の役割分担、極端な気象現象による災害への備え等を勘案し、平成27年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を策定した。なお、政府は、農林水産分野を含む様々な分野における気候変動の影響に対し、整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、同年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しており、同計画には「農林水産省気候変動適応計画」の内容が反映されている。

平成25年度から開始した省エネ設備の導入等によるCO₂の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」（所管官庁：経済産業省、環境省、農林水産省）の普及・促進を行った。

2 農林水産分野における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年2月）の方針に基づき、引き続き田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進した。

平成28年2月には、生物多様性保全を付加価値とした取組を展開している農林漁業者やそれらを支援する企業等の活動の紹介や経済的評価等を行うことで、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムを開催した。

また、平成28年2月には、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）第4回総会がマレーシアのクアラルンプールで開催され、IPBES設立以来初のアセスメントレポートとなる、「ミツバチ等の花粉を運ぶ昆虫達の価値、現状や傾向、食料生産に与える影響」（政策決定者向け）等が総会の承認を経て公表された。

我が国の育種・研究開発等における海外植物遺伝資源の利用推進を図るため、遺伝資源保有国の法制度等の情報収集及び国内利用者への情報提供や平成25年10月に加盟した「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国としての拠出等を行った。

さらに、生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月）で採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の締結や、カルタヘナ議定書第5回締約国会議（平成22年10月）で採択された遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」措置等を定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の締結に向けて国内制度等の検討を関係省庁と連携して行った。

3 東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物対策

(1) 放射性物質汚染への対応

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」及び同法に基づき策定された基本方針を踏まえ、汚染廃棄物の処理や除染については環境省を中心とした取組が実施されたが、農林水産省としても、農林業系廃棄物の現地での一時保管の推進や除染の実

証事業、研究開発を実施したほか、仮置場の用地確保に当たっては、国有林野の提供要請に応じるなど積極的に取り組んだ。

なお、国直轄で除染を実施する除染特別地域内における農地及び森林の除染については、既に平成25年度までに除染が完了した4市町村（田村市、川内村、楢葉町及び大熊町）を除く7市町村（葛尾村、川俣町、飯館村、南相馬市、浪江町、富岡町及び双葉町）において、除染実施計画に基づいて本格除染が進められ、新たに葛尾村、川俣町及び双葉町において除染が完了した。

(2) 災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を政府一丸となって進めるため、平成24年度までに計5回にわたる災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合が開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、災害廃棄物を原料としたセメントを使用する企業を総合落札方式において加点評価する取組を行うことが決定され、前年度に引き続き、平成27年度においても取組を実施した。

第9節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制のもとで、平成27年度においても引き続き、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度から開始した大学等外部に公募する委託研究のスキームを引き続き実施した。

2 主要政策研究実施課題

(1) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

ア 主要国の農業戦略等に関する研究（平成25～27年度）

イ 安定的かつ効率的な食料供給システムの構築に関

する研究（平成26～28年度）

ウ 人口減少・高齢化、新たな農業政策下における農業・農村構造の変化と農業生産主体のあり方に関する研究（平成27～29年度）

エ 農業・農村の新たな機能・価値に関する研究（平成25～27年度）

(2) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

ア 加工・業務用野菜のニーズの高まり等消費・流通構造の変革に対応した野菜産地の整備手法に関する研究

イ 農業と福祉の連携による農業・農村の活性化に関する研究

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を活かした基礎的・先導的研究として以下の政策研究を実施した。

ア 農村イノベーションの推進に資する人材育成に関する研究

(4) 農林水産政策科学研究委託事業（委託研究）

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

ア 海外における食品廃棄物の発生メカニズムの解明とその削減方策に関する研究

イ 農林水産・食品分野における知的財産の海外流出の実態と経済波及効果に関する研究

ウ 国内外の企業等による継続的な食育活動の効果及び有効な推進施策のあり方に関する研究

エ CSV（共通価値の創造）の観点から見た国内外の食品企業の途上国等での栄養改善事業の実態・評価を踏まえた継続的な事業展開モデルの構築に関する研究

オ 農村地域内外の企業やNPO等との連携による持続性の高い生物多様性保全活動に関する分析及び政策支援のあり方に関する研究

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成27年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）及び個別特定分野ごとの客員研究員として16名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。さらに、政策研究機関としての現場主義の徹底に向け、2名の地方在住者を客員研究員（地域）として任命し、定点観測

やフォローアップ調査等を依頼した。

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者等を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成27年度の主な取組は以下のとおり。

ア 米国農務省経済調査局よりエコノミストを招へいし、セミナー「米国農業と新興国市場」を開催した。（平成27年10月）

イ 世界銀行より国際コモディティに関する専門家を招へいし、セミナー「グローバルなコモディティ市場を取り巻く情勢と今後の見通し－農産物・エネルギー等－」を開催した。（平成27年12月）

ウ 経済協力開発機構（OECD）より農産物需給に関する専門家を招へいし、セミナー「世界農業の見通しとこれからの課題」を開催した。（平成28年1月）

エ 米国より食料品アクセスに関する研究者を招へいし、シンポジウム「超高齢社会における食料品アクセス問題の現状と将来」を開催した。（平成28年3月）

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー
所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.65（平成27年5月発行）～No.70（平成28年3月発行）を刊行した。

イ 農林水産政策研究
研究成果の原著論文（論文、研究ノート、調査・資料、書評）を掲載する学術的資料として不定期に刊行している。本年度は第25号（平成28年1月発行）を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿って実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

ア プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料
第5号（平成27年3月発行）平成26年度カンントリーレポート 米国、WTO、ロシア

第6号（平成27年3月発行）平成26年度カンントリーレポート EU（フランス、デンマーク）

第7号（平成27年3月発行）平成26年度カンントリーレポート インド、アルゼンチン、ベトナム、インドネシア

第8号（平成27年3月発行）平成26年度カンントリー

レポート 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農イ
構造分析プロジェクト【実態分析】研究資料

第5号(平成27年8月発行)東北水田地帯におけ
る地域農業の担い手と構造変化-秋田県及び岩手県
を事例として-

ウ 食料供給プロジェクト【品目別】研究資料

第1号(平成27年8月発行)カットフルーツのサ
プライチェーンに関する研究-国産りんごの加工仕
向け拡大へ向けて-

20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公
立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布すると
ともに、毎月省のホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画・改善のため、毎月読者アン
ケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行っ
た。

更に、前年度に引き続き、平成23年3月11日に発生
した東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興に向
けて具体的取組事例を連載した。

(2) 子ども霞が関見学デー

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、
子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会
とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深め
ることを目的として、平成12年度から毎年開催してい
る。

平成27年度は、7月29日、30日に開催し、2日間の
来場者数(引率者含む)は、4,787人であった。

第10節 情報の受発信

1 ホームページ等

ホームページ、メールマガジン及びフェイスブック
については、省の代表的な情報受発信手段の一つとし
て位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、利用者の立場で分かりやすい
コンテンツ作成に努めるとともに、ホームページリ
ニューアルと併せてCMS(コンテンツ・マネジメント・
システム)の改修を計画した。

また、ホームページ上に「誰が」、「何をしたい」か
ら、必要とする事業の情報を検索できる「補助金等の
逆引き事典」を開設した。

なお、平成27年度の省ホームページにおけるトップ
ページアクセス件数は、523万件であった。

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、
「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関
心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつき
め細かく提供するため、週1回、合計51回発行した。
平成27年度末において、農林水産省発行のメールマガ
ジンは55誌、読者は述べ35万3千人となった。

上記の取り組みに加え、ホームページ等への誘導を
図るため、これまで農林水産業等に関心のなかった層
に対する訴求を目的に、平成24年10月から省公式フェ
イスブックを開設し、農山漁村の風景や作業風景、食
にまつわることなどを紹介している。また、平成26年
3月には省公式ツイッターを、平成27年1月にはレシ
ピサイト「クックパッド」に省公式ページを開設し、
訴求対象にあわせた情報発信を行っている。

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff(あふ)」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者
として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山
漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月

3 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、
国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種
媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対
する意見・要望を把握するため、国政モニターによる
広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成27年度に行った当省関係の政府広報の主なもの
は次のとおりである。

(1) ラ ジ オ

「なるほど!!ニッポン情報局」

ニッポン放送 毎週土曜日7:40~8:00他18
局

○ 2015ミラノ国際博覧会日本館の出展等2件

(2) 新聞(突き出し広告)

○ 地理的表示保護制度の施行

(3) インターネットテキスト広告

○ ITV(日本の農畜産業を守る(動植物検疫制
度))(YOMIURI ONLINE)等7件

(4) 政府広報室ホームページ

「政府広報オンライン」お役立ち情報

○ 地域の伝統的な農林水産物・食品の品質に関
する保護制度等2件

(5) 政府インターネットテレビ

「徳光&木佐の知りたいニッポン!」

○ 障害者が農業・農村で生き生きと働ける社会
の推進等2件

(6) BS番組

「霞が関からお知らせします」

BS-TBS 毎週土曜日21：54～22：00

○ ディスカバー農山漁村の宝等2件

(7) 音声広報 CD

「明日への声」

○ スマイルケア食。食べる喜びと笑顔を。

第11節 報道発表等

1 報道発表等

農林水産行政施策等について、随時、報道発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見等
- (2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (3) 各種審議会、国際会議、主要会議、シンポジウム等の概要
- (4) TPP 交渉の合意及び関連政策
- (5) 水陸稲作柄概況をはじめとした農林水産統計及び農林水産施策に関する資料

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展を図るとする趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等554件の名義使用承認を行った。

第12節 行政情報システムの管理・運営

1 農林水産省行政情報システム

職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の運用・管理を行った。

また、平成28年1月に「政府情報システム改革ロードマップ」（平成25年12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、省内 LAN システムの1回目の集約を行った。

2 農林水産省統合ネットワーク

農林水産省本省及び各拠点を接続する広域ネットワークである「農林水産省統合ネットワーク」の運

用・管理を行った。

また、平成28年1月に「政府情報システム改革ロードマップ」（平成25年12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき更新を行った。

第13節 情報セキュリティ対策の推進

日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案を踏まえ、職員に対する個人情報を含む要機密情報の管理の徹底に向けた注意喚起等を実施するとともに、省内の情報システムの点検等を実施し、情報セキュリティの向上を図った。

第14節 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成27年度食料・農業・農村の動向」及び「平成27年度食料・農業・農村施策」を平成28年5月17日に閣議決定し、同日付で第190回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題について、データ、図表、事例等を交えつつ記述することで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを狙いとして作成した。

「平成27年度食料・農業・農村の動向」の構成としては、冒頭で TPP 交渉の合意及び関連政策を特集として取り上げ、合意内容の説明とともに大綱の内容を記述した。また、食料・農業・農村の動向として以下を記述した。

第1章「食料の安定供給の確保に向けた取組」：食料自給力の動向、輸出促進と日本食・食文化の海外展開、食料・農業・農村基本計画における目標等と現状、世界の食料需給と食料安全保障の確立に向けた取組、食料消費の動向と食育の推進、食の安全と消費者の信頼確保、食品産業の動向、農林水産物・食品の新たな需要の開拓

第2章「強い農業の創造に向けた取組」：農業構造の変化、農地の集積・集約化と担い手の動向、農業生産基盤の整備・保全、主要農畜産物の生産等の動向、生産・流通現場の技術革新等の推進、気候変動への対応等の環境政策の推進、農業を支える農業関連団体

第3章「地域資源を活かした農村の振興・活性化」：地方創生の動き、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害への対応、地域資源の積極的な活用、

多様な分野との連携による都市農村交流、都市農業の振興

第4章「東日本大震災からの復旧・復興」：地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

また、「平成27年度食料・農業・農村施策」として、平成27年度に行った農林水産施策について記述した。

第15節 検査・監察

1 検査

(1) 検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に係る検査対象者は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持続的に発展していくためには、これら検査対象者の健全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象者に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の観点、全ての検査対象者に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は3者要請検査（単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、金融庁及び都道府県と連携して行う検査）を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象者の経営の健全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施している。

(2) 平成27年度の検査方針

平成27年度の検査は、次のような方針により、効率

的かつ効果的に実施した。

ア 検査周期

原則として1～5年に1回の検査周期で、過去の検査結果、その他検査対象者に対する検査計画、検査担当職員の体制等の諸事情を考慮しつつ実施する。

また、経営上の課題を抱える検査対象者には、検査周期にこだわらず実施する。

イ 検査方針

(ア) 法令等遵守態勢の確立、不祥事件等（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為、機微情報・個人情報等の漏えい等）の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施

(イ) 重要なリスクに焦点を当て、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営面で改善の必要性が高いと認められる対象者等に対する重点的な検査の実施

(ウ) 検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の検証の重点化、検査対象者との双方向の議論の実施

(エ) 都道府県からの要請検査の実施要請は最大限受け入れ（特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる3者要請検査については優先的に実施）

(オ) 検査対象者からの提出資料の削減、総代会等の開催日等に配慮した日程の決定など検査対象者の負担軽減

ウ 統一検査事項

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

(ア) 経営管理態勢（又は業務運営態勢）の整備状況の検証

(イ) 法令等遵守態勢の整備状況の検証

(ウ) 利用者保護等管理態勢の整備状況の検証

(エ) 財務管理態勢（資産管理態勢）の整備状況の検証

(3) 検査能力の向上

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア 検査職員合同研修

検査職員基礎研修 5日間 156名
協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修

3日間 42名

検査職員資産査定実務研修 4日間 63名

卸売市場検査職員研修 3日間 28名

土地改良区等検査職員研修	5日間	36名
協同組合検査職員中堅研修	4日間	63名
農業共済組合等検査職員研修	3日間	47名
協同組合検査職員会計等基礎研修	5日間	75名
検査職員金融・会計研修	5日間	34名
イ 検査等能力養成研修		
実務研修		5名
インターン研修		0名
ウ 通信教育コース研修		
簿記2級コース		
簿記3級コース		
ファイナンシャル・プランナー3級コース		
信用事業基本コース		
キャッシュフロー入門コース		
基本情報技術者コース		
など、全26コース		延べ142名
エ 検査部内研修		
検査責任者研修		
資産査定模擬演習		
検査結果とりまとめ表作成研修		
確認表作成・検査報告書修正事例研修		
検査評定事例研修		
など、全33研修		延べ1,538名

(4) 検査の実績

27年度の立入検査における主な指摘事項はア～オに掲げるとおりであり、検査実績は表5のとおりである。

- ア 経営管理態勢面での問題点
- イ 法令等遵守態勢面での問題点
- ウ 利用者保護等管理態勢面での問題点
- エ 財務管理態勢（資産管理態勢）面での問題点
- オ 事務リスク管理態勢面での問題点

表5 検査実績

	対象機関数	検査実施数		延日数	延日数
			うち農政局実施		
農業協同組合連合会等 (2者要請検査)	165	47	16	641	3,773
(3者要請検査)	—	14	3	170	754
	—	22	0	293	1,224
森林組合連合会	47	13	—	152	498
水産業協同組合連合会等	86	29	—	380	1,722
農業信用基金協会	47	17	14	153	492
漁業信用基金協会	42	14	—	99	317
農業共済組合連合会	27	14	—	145	453
漁業共済組合等	21	7	—	121	286

漁船保険組合等	46	14	—	144	308
土地改良区等	4,854	69	33	485	1,348
中央卸売市場卸売業者等	166	46	11	425	1,486
商品先物取引業者等	60	8	0	162	686
合計 (要請検査合計)	5,561	278	74	2,907	11,369
	—	36	3	463	1,978

注1 要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査であるため、外数としている。また、対象機関数は集計していない。

注2 2者要請検査とは都道府県の要請を受けて都道府県と連携して行う検査をいい、3者要請検査とは都道府県の要請を受けて金融庁及び都道府県と連携して行う検査をいう。

注3 土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査実施対象の土地改良区等（都道府県の区域以下の土地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以外のもの）を含む。なお、連合会、国直轄及び国営事業等関連の土地改良区等の対象機関数は760、検査実施数は63であり、それぞれ上表の数字の内数である。

注4 上記のほか、連携検査等2件がある。

2 監 察

(1) 監察の趣旨

農林水産省は、平成20年度に発生した事故米問題を契機として、国民に信頼される組織とすることを目的に、職員が日常業務のあり方の点検作業を持続的に続け、改めるところは改めるという職員の意識改革を進めるために、平成23年度から国際規格であるISO31000に準拠した業務遂行上のリスクマネジメントを実施している。

監察は、業務遂行上のリスクの適切な管理を持続的に促すことにより、その適正かつ効率的・効果的な実施を確保することを目的として実施している。

(2) 平成27年度の監察について

ア 平成27年度の監察方針

平成27年度の監察は、次のような方針により、実施した。

(ア) 監察の観点

a 担当する業務のリスクを適切に認識し、各リスクを管理するための体制や適切なルール・仕組み等を整備しているか（リスク管理の枠組み・手法の適切性の確認）

b 定められた管理体制や関連法規、ルール・仕組み等に基づき、業務運営及び執行が適切になされているか（業務実施の適正性の確認）

(イ) 監察対象業務

具体的な監察対象業務については、以下の観点を踏まえて指定して、監察を行った。

- a リスクの顕在化により社会的影響が大きな業務
- b 省内の各組織間での共通性・類似性が高い業務
- c 本省及び地方出先機関間の連携が重要な業務
- d 対象部局庁等で重点リスクに特定されている業務等

イ 監察の実績

本省3組織、地方出先機関14組織に対して、監察を実施した。

能しているか（リスク管理の観点）

- e 改善措置が確実に実行され継続されているか（継続的なフォローアップの観点）

(イ) 統一監査事項

(ア)の基本方針の下、限られた人員、予算等を効率的に活用して、会計監査の目的を達成するため、以下の事項を各監査部局統一の監査事項とする。

- a 契約に関する事項
- b 支出負担行為に関する事項
- c 前渡資金等に関する事項
- d 物品管理に関する事項
- e 補助金等に関する事項

イ 会計監査の実績

本省9組織、地方出先機関18組織に対して、会計監査を実施した。

3 会計監査

(1) 会計監査の趣旨

農林水産省の施策の多くは、会計機関による予算の執行を通して実現されるものであり、また、農林水産省が所有する各種の財産は、会計機関による管理が行われている。

こうした会計機関が行う予算の執行や財産の管理に関する事務などは、会計法令等に基づく適切な事務であることが求められるため、内部監査としての会計監査を実施して、会計機関が会計法令等に基づく適切な事務を行っているかについて検証し、問題があればそれを指摘することにより、予算の適正かつ効率的・効果的な執行及び会計事務の適切な運用を図っている。

また、会計監査は、各会計機関が取り扱う事務の内容や前回の会計監査の結果を考慮した監査周期によって実施しており、その結果を会議や研修を通して各会計機関に周知することにより、同様の事態が発生することの防止を図っている。

(2) 平成27年度の会計監査について

ア 平成27年度の会計監査方針

平成27年度の会計監査は、次のような方針により、効率的かつ効果的に実施した。

(ア) 基本方針

- a 会計法令等に基づき、適正に会計経理が行われているか（合規性の観点）
- b 入札・契約手続における競争性の拡大及び公正性の確保に努めているか（競争性、透明性及び公正性の観点）
- c 行政支出の無駄を削減するため、単価契約や一括購入の推進に取り組んでいるか（経済性及び効率性の観点）
- d 会計機関等において、内部けん制が適切に機